

奈良県告示第五百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	縦覧場所	区域の名称 区 域
				区域の名称 区 域
王寺町元町 (○○一) 急傾斜地崩	王寺町元町 (○○一) 急傾斜地崩 壊警戒区域	王寺町元町 (○○一) 急傾斜地崩		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
王寺町元町 (○○一) 急傾斜地崩	区域 壊特別警戒	王寺町元町 (○○一) 急傾斜地崩		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
とおり 次の平面図の		とおり 次の平面図の		
及び王寺町 土木事務所 奈良県高田	役場総務課 及び王寺町 土木事務所	奈良県高田 土木事務所		

四条に規定する衝撃に関する事項

急傾斜地崩 (○○一)	王寺町畠田	壊警戒区域	壊警戒区域	王寺町藤井	壊警戒区域	壊警戒区域	王寺町元町	壊警戒区域	壊警戒区域	王寺町元町	壊警戒区域
次の平面図 のとおり											
急傾斜地崩 (○○一)	王寺町畠田	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩	王寺町藤井	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩	王寺町元町	区域	壊特別警戒
次の平面図 のとおり											
とおり とおり	次の平面図の			次の平面図の			次の平面図の		次の平面図の		
及び王寺町 土木事務所	奈良県高田	役場総務課	及び王寺町 土木事務所	奈良県高田	役場総務課	及び王寺町 土木事務所	奈良県高田	役場総務課	及び王寺町 土木事務所	奈良県高田	役場総務課

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。